

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

第8回あおもり科学大賞

県内小中学生が身近で見つけた素朴な疑問について、自由に研究・体験した成果を発表します。

とき 1月18日(日)
午前10時~午後2時
ところ 県立三沢航空科学館
特別展示室
問 県立三沢航空科学館 ☎⑤07777

三沢市民俗芸能公演会

三沢市の郷土芸能の保存・伝承に取り組んできた、10保存会の活動の成果を披露します。

とき 1月12日(月)
午前10時~午後3時
ところ 三沢市公会堂小ホール
問 三沢市生涯学習課
☎⑤5111内線379



高校生パフォーマンスライブ

とき 2月8日(日)午後1時~
ところ スカイプラザミサワ 2階
問 Resonance (レゾナンス)
☎090-6625-2253

東北町

ワカサギ釣り堀

小川原湖公園の特設釣り堀でワカサギの水上釣り気分が味わえます。

とき 1月10日(土)~3月8日(日)
ところ 小川原湖公園特設釣り堀
問 東北町商工観光課 ☎⑤64148

おいらせ町

百石えんぶり

とき 2月15日(日)~17日(火)
ところ おいらせ町百石地区
問 おいらせ町社会教育・体育課
☎0178-56-4276



法律相談

あなたの街の



~第17回~

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「交通事故(物損)」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎⑤6777

Q 自動車をぶつけられました。大したケガは無かったので、相手は物損事故扱いにして欲しいと言っています。物損事故になると人身事故とどのような違いがあるのでしょうか。

A 物損事故で一番の問題点は、警察による現場検証(正確には実況見分と言います)が行われないことです。事故現場の状況が記録されないため、後日、過失の割合をめぐって争いになる場面が多々見受けられます。また、後で大きなケガだったことが判明する場合があります。軽いケガだと思っても安易に物損事故扱いとせず、警察には人身事故として処理してもらいましょう。

また、本当にケガがなかった場合は物損事故となりますので、後に備えて、事故現場の状況を撮影しておくべきです。

Q 事故現場での注意点を教えてください。

A 誰でも交通事故に巻き込まれるとパニックになってしまい、正常な判断ができなくなりがちです。まずは必ず警察に連絡しましょう(警察に届け出ないと、後日、交通事故証明書が発行されず、保険金の支払が難しくなります)。その上で、保険会社にも連絡して、どうすれば良いか助言をもらいましょう。

Q ぶつけられた自動車は10年乗った車ですが、修理代が100万円かかる見込みです。相手に全額賠償してもらえるのでしょうか。

A 相手に修理代を請求する際、自動車の時価額がポイントになります。時価額より修理代が低ければ問題はありませんが、時価額より高い場合には、賠償されるのは時価額までとなります。分かりやすく言うと、修理するよりも同じ車を買って換えた方が安く済む場合は、その買換費用までしか賠償されないということです。これを専門用語で「経済的全損」と言います。10年乗った自動車は、通常、時価は100万円もありませんから、修理代V時価額となります。そうすると、修理代全額(100万円)の賠償は受けられず、時価額までの賠償となります。

(文責・弁護士 十枝内 亘)
弁護士法人十枝内総合法律事務所
十和田支所 ☎②14005